

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、サービス受益者、社員、社会などのステークホルダーからの信頼を得ることが、事業を継続する上で必要不可欠と認識しております。この認識に基づき、コーポレート・ガバナンスに対する基本的な方針は、経営の効率性と健全性の維持及びそれにより企業価値の最大化を図ることと定めております。当社グループでは、これを達成するために経営の意思決定の迅速化と執行における透明性・公正性の確保及びコンプライアンスの社内徹底に向けたモニタリング体制の強化並びに時代に即応した見直しを継続して行っていく方針であります。

1. 株主の権利・平等の確保

株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行っております。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

ライク株式会社のグループ理念に基づき、行動規範や行動原則を遵守し、サービス利用者、クライアント、株主、従業員等全てのステークホルダーの皆様に対し誠実に行動することにより、継続的に企業価値を拡大してまいります。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報や非財務情報の提供にも積極的に取り組んでまいります。

4. 取締役会等の責務

取締役会は、経営の基本方針や戦略の策定、事業会社の管理・監督を行っており、業務の意思決定及び取締役会による業務執行を監督する機関として位置付け、運営しております。なお、社外取締役は、経営規律の強化を図るとともに、透明性をより一層高める役割を担っております。

5. 株主との対話

企業価値の極大化のため株主との対話を重視しており、株主からの対話の申し込みに対しては随時対応しております。株主との対話は、IR担当部署、IR担当役員、経営陣幹部が必要に応じて行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社では現在、議決権の電子行使及び招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後については、株主構成に占める機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら導入を検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 3】

現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、今後は、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、必要な対策に取り組んだ上でその結果を検証することで、取締役会の定期的な分析・評価を行っていくことを検討してまいります。分析・評価の方法を定め、実施した時点で、分析評価の方法およびその結果の概要をお知らせいたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

政策保有株式につきましては、企業価値向上におけるシナジーが認められると判断した場合に限り、当該株式の政策保有について検討いたします。また、政策保有している株式の議決権の行使については、当該会社の企業価値向上及び当社への影響を勘案し、議案に対する賛否の意思表示を行うものいたします。

【原則1 - 7】

関連当事者間の取引につきましては、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示するとともに、第三者との取引条件と乖離がないよう十分留意しております。また、取締役に対し、年度ごとに本人もしくは二親等以内の親族と当社間の一定金額以上の取引について確認を行っております。

【原則3 - 1】

1. 会社の経営理念・経営戦略及び経営計画

経営理念や経営戦略、中期経営計画等は、当社HP (<https://www.like-kn.co.jp/>)にて開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する考え方・基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載のとおりであります。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

経営陣幹部・監査等委員である取締役以外の取締役の報酬決定について、社外取締役の意見を十分に尊重した上で取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬決定については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部の選任及び監査等委員である取締役以外の取締役候補の指名については、社外取締役の意見を十分に尊重した上で取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役候補の指名については、社長から意見をうけたうえで、監査等委員である取締役の協議において決定しております。

5. 取締役会が上記4.を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補の推薦理由を株主総会の招集通知にて都度開示しておりますが、社外取締役以外の取締役について、下記のとおり、記載いたします。

(取締役)

岡本泰彦:

ライク株式会社の代表取締役社長であり、取締役就任以後、当社の東京証券取引所市場第一部への上場、その後の事業展開及び拡大の実績を考慮し、選任いたしました。

佐々木雄一:

当社の事業会社であるライクアカデミー株式会社において、運営システムの構築や事業責任者としての実績を考慮し、選任いたしました。

我堂佳世:

ライク株式会社の取締役経営管理部長であり、グループ全体から当社の業務効率を向上させるための行動実績を考慮し、選任いたしました。

三野崇宏:

ライク株式会社の内部監査室長としてグループの多様な業務に精通し適切な役割を果たしており、グループの監査品質の向上のため、選任しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社取締役会は、法令に基づき業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督の機能を担っております。また、経営方針等、法令や社内規程で定められた重要事項以外の業務執行の決定については、経営陣への委任の範囲を明確化しております。

【原則4 - 8】

当社において企業価値の向上に貢献できると判断した者、かつ、金融証券取引所が定める基準を満たしている者を、独立社外取締役として2名選任しております。

【原則4 - 9】

当社は、金融証券取引所が定める独立性基準に基づいて、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、多様な経歴を持つ取締役で構成されることを重要視しております。また、社外取締役を2名選任し、バランスに十分配慮しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

現在、取締役3名が他の上場会社2社の取締役を兼任しております。なお、兼任状況については、毎年作成する事業報告において開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

新任の取締役については、それぞれの役割や各人のスキルに応じた研修を実施しております。また、必要に応じて、外部機関の研修も活用することで、取締役に必要なスキルの継続的な向上を図っております。

【原則5 - 1】

・当社は、当社グループのIR活動全般を行うIR担当役員とIR担当部署を設置し、株主との建設的な対話の促進を図っております。
・IR活動の詳細につきましては、本報告書の「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の2.に記載のとおりであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ライク株式会社	2,625,800	50.10
MSIP CLIENT SECURITIES	340,900	6.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	337,000	6.43
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	221,093	4.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	184,700	3.52
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	100,000	1.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	90,807	1.73
サクセスグループ従業員持株会	73,700	1.41
吉岡 裕之	51,600	0.98
野村信託銀行株式会社(投信口)	48,300	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 **更新**

ライク株式会社（上場:東京）（コード）2462

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

ライク株式会社は、当社議決権の50.1%を保有する親会社であり、支配株主にあたりますが、当社は、事業戦略や資本政策等を主体的に検討・決定の上、事業活動を展開しております。また、少数株主の保護の観点から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれの無い独立性を有する社外取締役を設置などの対応により、第三者との取引条件と乖離がないように十分留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高谷 康久	他の会社の出身者													
鈴木 康之	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高谷 康久				企業経営等に関する豊富な知識・経験を有しており、当社の経営に対する適格な助言・指導をいただけるものと判断し、招聘いたしました。また、当社との間に特別な利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反のおそれがないため、独立役員に指定しております。
鈴木 康之				弁護士としての専門性の高い知識・経験を有しており、当社の経営に対する監視と有効な助言をいただけるものと判断し、招聘いたしました。また、当社との間に特別な利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反のおそれがないため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

必要に応じて監査等委員会が選定する監査等委員と監査等委員である取締役以外の取締役で協議し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置する方針としております。また、監査等委員会を補助すべき者の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し、監査等委員である取締役以外の取締役はそれを尊重する方針としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人による監査の際には、可能な限り監査等委員である取締役が立ち会いを行っております。また、年4回以上、監査法人から監査等委員である取締役に対して監査報告が行われているほか、監査法人と監査等委員である取締役が常に直接連絡可能な体制をとります。内部監査人が作成する内部監査報告書は、監査等委員である取締役にも回付し、監査結果を早期に把握できる体制をとります。また、日常的に監査の実施状況について情報交換を行うほか、一部、内部監査人の実地監査に監査等委員である取締役が立ち会います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、社外取締役の意見を十分尊重した上で取締役会で決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上である者に限定して開示しております。
それ以外の取締役の報酬は総額により開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会において決定しております。

第8期(自平成28年5月1日 至平成29年4月30日)における当社の取締役に対する役員報酬は72,900千円であります。

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。なお、社外取締役2名に対する報酬等の総額は3,600千円であります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、取締役会その他重要会議への出席のほか、会計・税務、法務その他多面から監査、質問、助言等を実施しております。また、監査等委員会である取締役は2ヶ月に1回以上監査等委員会を開催し、協議・意見交換を行っております。

社外取締役の専任スタッフは配置していませんが、内部監査人がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、グループ全体における業務の意思決定及び取締役による業務執行を監督する機関として位置付けております。当社の社外取締役は2名体制となっており、それぞれ金融商品取引所に定める基準に基づき選任しております。監査等委員会設置会社として、社外取締役を含めた監査等委員会の経営監査は有効に機能していると考えております。

業務執行については、取締役会で決定した事項について、事業会社及び業務部門が速やかに業務を執行できる体制を構築しております。さらに、当社グループの取締役、幹部社員が出席する経営会議が月1回以上開催されており、幹部社員から業務執行の進捗状況が報告されるとともに、社長及び取締役から、詳細かつ具体的に業務執行に対する指示が行われております。

監査等委員会の機能強化に関する取組状況について、当社は監査等委員に3名の取締役が就任しておりますが、それぞれが、親会社であるライク株式会社の内部監査室長、上場会社社長、弁護士として、経営、会計・税務、法務面に高い知見を有しており、多方面から当社経営に対し、監督、助言等を実施しております。監査等委員である取締役は2ヶ月に1回以上監査等委員会を開催し、協議・意見交換を行っております。また、監査等委員である取締役は3名のうち2名が社外取締役であり、経営陣から独立した立場で責務を遂行しております。

役員の指名、報酬について、監査等委員である取締役以外の取締役は、取締役会において決定しており、監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役の協議より決定しております。

会計監査の状況については、第8期(自平成28年5月1日 至平成29年4月30日)において、業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人の古山和則、安田智則であり、補助者は公認会計士8名、その他9名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査・監督機能の強化および経営の透明性と客観性の向上をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月決算であり、株主総会集中開催日は特になく認識しております。なお、第8期(自平成28年5月1日至平成29年4月30日)の定時株主総会は、平成29年7月28日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	第2四半期末、年度末に決算補捉資料を、ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部を主担当部署とし、IRに関する対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページへの決算短信ほか、適時開示資料の掲載等を通じて、ステークホルダーに対して積極的な情報発信を行い、当社の事業内容やビジネスモデルの理解促進を積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は取締役、執行役員及び使用人が法令及び社会通念等を遵守した行動をとるために、「企業倫理規程」、「社員行動規範」、「コンプライアンス規程」を作成し、取締役、執行役員及び使用人に周知し、法令、定款及び社会倫理の遵守、並びに反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底する方針であります。

(2)代表取締役は、管理部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持には、コンプライアンス統括責任者と各部門のコンプライアンス責任者が連携してあたります。コンプライアンス活動の調整窓口として、当社「業務分掌規程」において法務業務を分掌とするグループにコンプライアンス統括事務局を設置しています。

(3)内部監査人を設置し、内部監査方針、内部監査計画、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査等委員会、監査法人と連携するとともに、内部監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

(4)「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理対策本部」を設置し、全社的なリスク及び組織横断的さらには、各組織ごとに発生するリスクの管理及び対応を実施しております。また、従来想定されていなかった種類のリスクが新たに生じた場合には、代表取締役が速やかに対応責任者を定め対応を実施しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、それぞれの保存媒体に応じて法令・社内規程等に基づいて適時適切に閲覧可能な状態で管理・保存しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を、月1回開催するほか、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。

また、代表取締役の諮問機関として「経営会議」を設置し、具体的かつ多面的な検討を行っております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し、協議の上で決定するとともに、当社の取締役会で子会社の経営状況について報告を受け、経営の適正性について担保しております。

(2)子会社の取締役には、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員もしくは使用人が就任するとともに、当社から監査役を派遣し、子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりませんが、必要に応じて監査等委員会が選定する監査等委員と監査等委員である取締役以外の取締役で協議し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置する方針としております。また、監査等委員会を補助すべき者の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し、監査等委員である取締役以外の取締役はそれを尊重する方針としております。

7. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

(1)監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人より説明を受けております。

(2)取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う体制を構築しております。

(3)取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する体制を構築しております。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行っており、また、必要に応じて監査法人あるいは弁護士との連携をとり、意見や情報の交換を行っております。

監査等委員会への報告を行った取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。)、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底します。監査等委員会がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は、「企業倫理規程」及び「社員行動規範」において定めており、主要な社内会議等の機会にその内容の周知徹底を図っております。また、保育事業を営む企業として、反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。これらにより、当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。

社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め、社内規定及びガイドラインとして「反社会的勢力対策細則」及び「反社会的勢力排除のための契約運用ガイドライン」、「契約書管理細則」を定め、事業部及び管理部で反社会的勢力等との関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

主な取組内容

- ・神奈川企業防衛協議会に所属し、暴力団の情報と対策を入手するとともに、排除活動に努めております。
- ・基本方針、責任者、受付時の対応・応対、警察への届け出や捜査協力等を定めております。
- ・契約書面上にて、反社会的勢力排除条項の範囲を定めております。

・契約締結前に、各事業部及び管理部総務グループが情報機関やインターネットの検索エンジン(Google)及び日経テレコンに基づき反社会的情報の有無を調査し、疑義がある場合は必要に応じて顧問弁護士や外部機関に相談する旨を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収について、特別な防衛策は講じておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

現時点において、コーポレート・ガバナンス体制は十分であると認識しております。今後は既に構築している体制を継続して維持・運用していくとともに、その過程において問題点が発生した場合には、迅速に対応してまいります。

